

関西大学化学生命工学部における食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得に関する内規

(趣旨)

第1条 この定めは、食品衛生法（昭和22年法律第232号）に規定する食品衛生管理者及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）に規定する食品衛生監視員（以下「衛生管理者等」という。）の資格取得に関し、必要な事項を定める。

(食品衛生課程)

第2条 関西大学化学生命工学部（以下「本学部」という。）の生命・生物工学科に衛生管理者等の資格取得のため、厚生労働大臣の登録する養成施設として、食品衛生課程を置く。

(履修)

第3条 食品衛生課程の履修科目は、別表のとおりとする。

(修了)

第4条 別表に規定する所定の単位を修得した者は、食品衛生課程の修了者とする。
2 修了者には本学部より別添の証明書を発行する。

(雑則)

第5条 この定めによるもののほか、必要事項は別に定める。

附則

この定めは、平成19年4月1日から施行する。

第 号

修得（修了）証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は平成 年 月 日 本学化学生命工学部生命・生物工学科を卒業し、在学中に食品衛生管理者及び食品衛生監視員の学科目を修得し、食品衛生課程を修了したことを証明する。

関 西 大 学

化学生命工学部長

別表

食品衛生課程の履修科目

科目名	配当年次	必修・選択の別	単位数
化学（演習含・基礎分析化学）*	1年	選択	4
微生物学Ⅰ	1年	選択必修	2
化学実験	1年	必修	1
有機化学Ⅰ	2年	必修	2
有機化学Ⅱ	2年	必修	2
生化学Ⅰ	2年	必修	2
生化学Ⅱ	2年	必修	2
生化学Ⅲ	2年	必修	2
生化学Ⅳ	2年	必修	2
微生物学Ⅱ	2年	選択必修	2
微生物学Ⅲ	2年	選択	2
分析化学	2年	選択	2
機器分析	2年	選択	2
食品衛生学	2年	必修	2
栄養科学	2年	選択	2
食品科学Ⅰ	2年	必修	2
酵素工学	2年	選択	2
生命工学基礎実験	2年	必修	4
遺伝子工学	3年	選択	2
食品科学Ⅱ	3年	必修	2
微生物学Ⅳ	3年	選択	2
環境科学	3年	選択	2
機能性食品	3年	選択	2
微生物制御工学	3年	選択	2
植物生理学	3または4年	選択	2
公衆衛生学	3または4年	必修	2

食品衛生課程を修了するには、上記科目から40単位以上（必修科目25単位、および選択必修科目2単位以上を含む）を修得しなければならない。

*08年度以降入学生は「化学を学ぶ（演習含・基礎分析化学）」